

県庁前公園維持管理業務基準書

I. 運営管理との調整

維持管理作業は、事前に施設利用予定等、運営管理事項との調整を図りながら行うこと。

II. 作業の必要量など

定期的作業毎の施工場所・施工回数は別添「県庁前公園維持管理作業基準書」及び図面によること。なお、「県庁前公園維持管理作業基準書」及び図面は、募集に際して必要とされる作業などの標準を示したものである。公園の設置目的若しくは公園の置かれた社会的環境に鑑み、その状況に応じ適切な作業回数を確保するほか、施工場所・施工回数の規定のない作業については、指定管理者が適宜判断して行うこと。

III. 業務毎の基準

1. 植物管理

作業は、対象植物の成育状況に鑑み、各作業を適切な時期に行うことを原則とする。なお、作業にあたっては来園者の安全に十分留意すること。

(1) 芝生管理

① 芝刈り

芝生地それぞれの位置づけ、景観上・公園利用上の状況を勘案し、芝刈りによる育成管理効果において適切な回数を実施すること。

② 施肥

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

③ 目土散布

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

④ 病害・害虫対策（薬剤散布）

広場等の芝生地においては、病害や害虫被害によるシバの劣化による不快感を発生させないこと。

⑤ 更新作業（エアレーション、サッチング）

広場等の芝生地においては、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

⑥ 除草

広場等の芝生地においては、芝刈り作業と並行して、発生した雑草が見えない状態とすること。

⑦ 散水

渇水時にシバの萎凋現象を発生させないよう適時散水を行うこと。

(2) 草花管理

① 花壇など

来園者に美しい園内景観を提供するため、苗床整備、花苗の植え替え、花柄摘み、施肥、散水、除草など必要な作業を行うこと。

(3) 樹木管理

① 剪定・枝下ろし・刈り込み

適正な育成管理、病害の発生予防、樹形景観の保全などを考慮するほか、植栽樹木の特性に応じて行うこと。

剪定枝下ろしが必要な高木については、適宜剪定を実施すること。

また、来園者に快適な歩行空間を提供するため、園路周囲から園路へ張り出してくる樹木を適宜除伐すること。

② 施肥

樹木の生育管理上、必要な施肥を適切に行うこと。

③ 病害・害虫防除（薬剤散布）

植物の生育阻害並びに景観阻害、来園者の不快感や毒棘による被害等を予防するため、防除を行うこと。被害が発生した場合、病害や害虫発生部位の切除による除去を基本とする。

また、被害木の倒伏により園路あるいは公園外周道路の通行に支障をきたす危険性が生じた場合は、県へ報告後、除伐並びに適切な処分を行うこと。

特にマツクイムシなどの被害にも留意すること。

④ 雪囲い

降雪による樹形の乱れや幹・枝の損傷を軽減するために、雪囲いを行うこと。

⑤ 散水

水分不足による育成不良、期外の落葉などを発生しないよう適時散水を行うこと。

⑥ 除草

樹木の良好な育成のために次の業務を行うこと。

- ・ 植栽地については、周辺の除草を行うこと。
- ・ 芝生地にある樹木については、周辺の除草、徒長シバの除去等を行うこと。
- ・ 樹高の低い植栽については、植え込みの地際の除草を行い、雑草を繁茂させないこと。

(4) 草地管理

園内景観の保全、法面の保護、側溝管理などの観点から、来園者に不快感を抱かせないように草刈りを行うこと。

(5) 枯損木管理

園路上の枝からの枯れ枝落下による事故、倒木による事故等の防止、景観の保全等の観点から、枯損木を適切に処分すること。

(6) 植物残渣管理

植物維持管理作業で発生した剪定枝や刈り草などについては、原則、緑のリサイクルなどによる再生・再利用を行わなければならない。ただし、やむを得ず処分する場合は、適切な施設において処分すること。

2. 施設・施設設備管理

来園者に、常に安全で快適な利用の提供ができるよう、次の業務を行うこと。

(1) 園内巡回

供用日において、園内を巡回し、公園施設及び施設設備が来園者の利用に支障を来すことがないように点検を行うこと。

(2) 建物管理

建物については、その使用用途に合わせ適切に維持管理を行うこと。

建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特定建築物については、同条第 2 項の規定に基づき、3 年に 1 回以上有資格者による定期点検を行うこと。

また、同条第 3 項に規定する特定建築設備等については、同上第 4 項の規定に基づき、1 年に 1 回以上有資格者による点検を行うこと。

(3) 工作物管理

排水工作物、噴水、看板類、柵類、ベンチ類、階段類等の保守・点検を行うこと。

(4) 施設設備管理

電気保安規程をはじめ関係法令を遵守し、下記設備について、運転・監視、保守・点検の業務を行うこと。

また、常に諸設備が円滑に使用できるよう最善の努力を払うとともに、故障を未然に防止し、施設の用途及び季節・気温の変化等を勘案しながら、経済運転でかつ快適となるよう適正に管理を行うこと。

なお、イベント開催時には、音響、照明等の準備片付け、仮設電源・配管等について協力すること。また、噴水は夜間も運転し、ライトアップを行うこと。

- ① 電気設備
- ② 給水設備
- ③ 排水設備
- ④ 噴水設備
- ⑤ 電話設備
- ⑥ 放送他設備
- ⑦ 消雪設備

3. 清掃管理

日常清掃は、公園の良好な衛生環境を保持するために、適時適切に行うこと。

定期清掃は、施設使用に支障のないよう実施することを原則とする。また、車両や機械類を使用する場合は、来園者・作業者の安全に十分に留意すること。

(1) 日常清掃

- ・ 建物・便所・休憩所等について、掃き、拭き掃除等を行うこと。
- ・ 芝生地、広場並びに園路のゴミ拾いを行うこと。
- ・ 落ち葉収集を行うこと。
- ・ 来園者に不快感を与えないようなゴミ・異物などの除去を行うこと。
- ・ ベンチ・柵類その他の工作物の清掃を行うこと。
- ・ 園内樹木の落ち葉等が園外に散乱した場合、近隣住民の迷惑とならないよう必要に応じ園外の清掃も適宜行うこと。

(2) 定期清掃

- ・ 舗装された広場等を高圧洗浄機等で洗浄すること。
- ・ 噴水池の清掃を行うこと。
- ・ 側溝、集水桝の清掃を行うこと。

(3) ゴミ処分管理

次の事項において行うこと。

- ・ 収集したゴミの集積・保管
- ・ 不燃・可燃、その他粗大ゴミなどの分類
- ・ 圏外の専用施設における適正な処分

県庁前公園維持管理作業基準書

業務名	業務内容及び特記事項	標準業務量（回数・箇所数等）		
		施工頻度	対象数量	単位
1 植物管理				
(1) 芝生管理				
①芝刈り	乗用リールモア、手押しロータリーモア、肩掛け式草刈り機			
広場		6回／年	2,120	m ² ／回
花時計周辺		3回／年	80	m ² ／回
②施肥	背負い式散粒機、抱え込み式散粒機			
広場、花時計周辺		2回／年	2,200	m ² ／回
③目土散布	目土散布機			
広場、花時計周辺		適宜		
④薬剤散布				
土壌処理剤（発芽抑制剤）	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域		適宜		
茎葉処理剤（枯殺剤）	可搬式動力噴霧器、背負い式動力噴霧器			
広場、花時計周辺		3回／年	2,200	m ² ／回
殺菌剤	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域		適宜		
殺虫剤	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域		適宜		
⑤エアレーション及びサッチング				
必要に応じた区域	サッチングは適宜	適宜		
⑥除草、散水、補植				
必要に応じた区域		適宜		
(2) 草花管理				
①植栽、除草、施肥、散水				
花時計	植え替え	5回／年	75	m ² ／回
花時計周辺	植え替え	4回／年	83	m ² ／回
フラワーポット	植え替え	2回／年	150	ポット／回
(3) 樹木管理				
①剪定・枝下ろし、刈り込み	高所作業車、脚立、ヘッジトリマー			
高木		適宜		
低木		2回／年	460	m ² ／回
②施肥	人力			
低木		適宜		
③薬剤散布	可搬式動力噴霧器			
殺虫剤		2回／年	60	本
④雪囲い	棚囲い、合掌型、竹はさみ（低木）	1回／年	159	m
	芯木吊、竹立て絞り、竹囲い（中木）	1回／年	26	本
⑤散水、除草、補植		適宜		
(4) 草地管理				
①除草	人力	適宜		
(5) 枯損木管理		適宜		
(6) 植物残渣管理		適宜		
2. 施設管理				
(1) 園内巡回		6日／週		
(2) 建物管理		適宜		
(3) 工作物管理		適宜		
3. 施設設備管理				
(1) 受電施設電気設備管理	高圧電気および低圧電気			
①定期点検		1回／2ヶ月		
②精密点検		1回／年		
③臨時点検		適宜		

県庁前公園維持管理作業基準書

業務名	業務内容及び特記事項	標準業務量（回数・箇所数等）		
		施工頻度	対象数量	単位
(2)給水設備管理	井戸水（噴水等に使用）揚水機 100mm、800L/min、15kw	適宜		
(3)排水設備管理（宅内配管管理）		適宜		
(4)噴水設備管理	ポンプ 80A×11kw 3台、125A×11kw 5台 噴水運転時間、夜間照明点灯時間については別紙参照	適宜		
(5)電話設備管理	電話1回線	適宜		
(6)放送設備管理		適宜		
(7)消雪設備管理		適宜		
4. 清掃管理				
(1) 日常清掃				
①園内巡回清掃	ベンチ・柵類その他の工作物含む	6日／週（各施設毎）		
②建物清掃	常駐建物、便所等	6日／週（各施設毎）		
(2) 定期清掃				
①工作物清掃				
噴水清掃		14回／年	960	m ² ／回
側溝・集水枿清掃		1回／年		
(3) ゴミ運搬・処分				
①ゴミ収集・集積	可燃物・不燃物	6日／週		
②運搬・処分	可燃物・不燃物	44回／年程度		
5. 花時計花壇				
(1)花壇デザインの公募	募集要領5000部程度を関係機関に配布	1回／年		
(2)花壇デザインの審査	審査会の開催、審査員謝金、入賞者賞状及び記念品	1回／年		
(3)花壇植栽計画の策定		1回／年		
(4)表彰式の開催	会場設営、花苗配布130セットなど	原則4月1日		
(5)チャイム編曲		適宜		
(6)説明表示板の修正	花壇デザイン等の説明板の修正	適宜		

県庁前公園 噴水運転時間

月	噴水運転時間	噴水夜間照明点灯時間
4月	10:00～15:00	なし
5月	10:00～20:00	日没～20:00
6月	10:00～21:00	日没～21:00
7月	10:00～21:00	日没～21:00
8月	9:00～21:00	日没～21:00
9月	10:00～21:00	日没～21:00
10月	10:00～21:00	日没～21:00
11月	11:00～15:00	なし
12月1～22日	休止	なし
12月23～31日	休止	なし
1月	休止	なし
2月	休止	なし
3月	休止	なし
<その他> ・4月1日から11月30日までは6時40分から7時55分までの時間も運転すること。 ・夜間照明は日没後から噴水終了時刻まで点灯すること。 ・例年10月にはピンクリボンキャンペーンの取組として、噴水運転時間を21時までとしているが、キャンペーン協力依頼がない場合は、噴水運転時間は10:00～15:00とし、噴水夜間照明は実施しないこと。		